

証券コード 9165
2023年9月4日

株 主 各 位

大阪府堺市堺区三宝町四丁230番地
株式会社クオルテック
代表取締役社長 山口 友 宏

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第31期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.qualtec.co.jp/irsite/>
(上記ウェブサイトへアクセスいただき、IRニュースからご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9165/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>
(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「クオルテック」又は「コード」に当社証券コード「9165」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいませ、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月26日（火曜日）午前11時
2. 場 所 大阪府堺市堺区三宝町四丁231番地1号
当社本館3階 大会議室
3. 目的事項
報告事項 第31期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 取締役及び監査役の報酬等の額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策である行動制限が解除され、景気回復の兆候が見られる一方で、国際情勢ではウクライナ情勢が未だ収束せずむしろ長期化する様相であります。また、資源価格の高騰や金融資本市場の急激な変動等、経済活動に急激な影響を与える要因が払拭されない、先行きが不透明な状況が依然として続いております。

一方、当社のターゲット市場である自動車業界では、電気自動車に代表される次世代自動車の販売計画や、半導体供給の緩やかな回復を背景にした生産台数の大幅な伸びなどのニュースが発表されております。

このような状況の中、信頼性評価事業では、前事業年度に好調であった半導体真贋判定の受注に顕著な落込みが見られましたが、一方で高難度、高単価の検査の需要が大きく伸びました。微細加工事業では、開発段階の試作品加工の受注は堅調に推移しましたが、半導体不足による最終製品の生産が減退した影響を受けました。その他事業では、コロナ禍の巣ごもり需要により伸びていたペット購買需要が減衰し、当第3四半期から遺伝子検査受注が鈍化しました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高3,274,204千円（前期比3.8%増）、営業利益304,399千円（同12.6%減）、経常利益295,370千円（同13.0%減）、当期純利益210,076千円（同35.8%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(信頼性評価事業)

信頼性評価事業では、前事業年度において分析・故障解析の分野で好調であった半導体不足による市場流通品の真贋判定検査の需要が当事業年度に入り顕著な落込みとなり、同検査の受注が一段落しました。また、パワーエレクトロニクスの評価及び信頼性評価試験では、一部顧客のパワー半導体開発フェーズが端境期を迎えたことで、前事業年度に比べ受注が鈍化しましたが、一方で高度な分析装置による分析需要が好調に推移し、併せて試験や検査の前後の工程である研磨工程の受注も好調に推移したことで売上を牽引しました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高2,874,161千円（前期比6.9%増）、営業利益793,188千円（同2.6%増）となりました。

(微細加工事業)

微細加工事業では、開発工程である試作品加工の受注は堅調に推移しましたが、コロナ禍による半導体不足やサプライチェーンの混迷による影響で、最終製品の生産が減退したことで同事業の量産品加工の受注に大きく影響を及ぼしました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高244,741千円（前期比25.4%減）、営業利益30,758千円（同58.5%減）となりました。

(その他事業)

その他事業では、バイオ事業においてコロナ禍における巣ごもり需要のひとつであるペット購買需要の伸びにより、遺伝子検査の受注が堅調に推移しておりましたが、行動制限の解除により巣ごもり需要が減衰し、当第3四半期に入り同検査の受注が鈍化しました。一方で、表面処理加工事業では、主要顧客からの安定的な受注により堅調に推移し、ゼロ・イノベーション事業ではコンサルティングサービスや装置等に使用する消耗部材の販売等が堅調に推移し売上を牽引しました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高155,302千円（前期比11.7%増）、営業利益36,837千円（同55.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施しました当社の設備投資の総額は275,998千円
で、当期増減額のうち主なものは分析・試験設備等の取得及び除却等による
ものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継
の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 28 期 (2020年12月期)	第 29 期 (2021年 6 月期)	第 30 期 (2022年 6 月期)	第 31 期 (当事業年度) (2023年 6 月期)
売 上 高 (百万円)	2,920	1,475	3,155	3,274
経 常 利 益 (百万円)	26	55	339	295
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△216	63	327	210
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△102.95	30.42	155.94	100.04
総 資 産 (百万円)	3,600	3,284	3,397	3,177
純 資 産 (百万円)	1,854	1,918	2,246	2,380
1株当たり純資産額 (円)	883.13	913.69	1,069.97	1,133.51

(注) 1. 第28期については、固定資産に係る多額の減損損失の計上等により、当期純損

- 失を計上しております。
2. 当社は、A種種類株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年4月3日付で全てのA種種類株式を自己株式として取得し、対価として当該A種種類株主にA種種類株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社が取得した当該A種種類株式の全てについては、2023年4月14日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。なお、当社は2023年4月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の変更を行い、A種種類株式に関する定款の定めを廃止しております。
 3. 当社は、2023年3月1日付で普通株式及びA種種類株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）及び1株当たり純資産額を算定しております。
 4. A種種類株式は剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）及び1株当たり純資産額の算出の際には、発行済株式総数及び期中平均発行済株式数に含めております。
 5. 第28期において、資産除去債務に係る過年度の会計処理に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行っております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、第28期の期首の純資産の帳簿価額に反映させております。この結果、第28期の期首利益剰余金が36,139千円減少しております。
 6. 2021年6月15日開催の臨時株主総会決議により、決算期を12月15日から6月30日に変更しました。従って、第29期は、決算期変更により2020年12月16日から2021年6月30日までの6ヶ月16日間となっております。
 7. 第28期の数値については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。
 8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第30期の期首から適用しており、第30期に係る数値等については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、資源価格の高騰やロシアのウクライナ侵攻による不安定な国際情勢のなかで、当面は先行き不透明な事業環境が継続するものと見込まれます。このような環境の中、以下の事項を当社の対処すべき課題として取組みを進めていきます。

①自動車業界以外の柱となる業界の開拓

当社の主要事業である信頼性評価事業においては、自動車業界の得意先向けの売上割合が高い状況となっております。今後は、微細加工事業においてヘルスケア分野への進出や新規事業として取組んでいるバイオ事業の規模拡大を図ること等により自動車業界以外の柱となる業界を開拓していきます。

②設備の増強

自動車業界におけるティア2（ティア1に部品を供給する企業）やティア3（ティア2に部品を供給する企業）メーカーといった部品メーカーからの受託試験のみならず、今後ティア1（完成車メーカーに部品を供給する企業）からのインバータやモーターなどユニット単位の受託試験のニーズに対応するため、大型冷熱、大型振動、大型X線CT等の導入を進めて参ります。

③技術力の向上

顧客の様々なニーズに応えるためには今後も技術力の向上が必要であると考えており、規格に沿った信頼性評価試験のみならず、パワーサイクル試験、アバランシェ試験、メーカー独自規格の試験に取組むことで高難度な試験能力を蓄積することで技術力の向上を図ります。

④新規事業の醸成

AIを活用したクラック、ボイドの観察などの解析技術をX線など分析装置メーカーと協力して一体販売することでAIによる解析技術を事業化することを目指していきます。現在、ボイド解析アプリの提案を顧客数社へ行い、解析性能の向上やユーザーごとのカスタマイズ対応など、事業化に向けた取組みを進めております。

AIを活用した技術の現状は日進月歩で、様々な分野での活用例が見られます。AIを当社の事業へ活用するためには、AIでの解析精度を熟練技術者レベルにまで引き上げることが課題と考えており、より多くの解析データの機械学習により解析精度の向上を図って参ります。

⑤優秀な技術者の採用及び育成

当社では、優秀な技術者の採用と育成が事業成長に必要な不可欠であると認識しております。近年、技術者の採用市場は獲得競争が激化しており、今後も人材確保には厳しい状況が続くものと予想されますが、労働環境の改善や紹介会社との連携強化を行うなど引き続き積極的な採用活動を行って参ります。また、採用後も高いモチベーションを持って安心して働くことができる労働環境の改善、人事制度の充実、人材育成のための教育・研修制度の整備を進めて参ります。

⑥営業体制の強化

当社の継続的な事業成長には、既存顧客のニーズを的確に把握すること等による更なる関係強化に加え、新規顧客開拓を強化する必要があると認識しております。そのため、既存顧客のニーズへの迅速な対応が可能な体制強化の推進と、ホームページでの技術力のアピールや展示会への積極的な出展等により新規顧客を獲得することで受注量拡大を図り、引き続き顧客満足度の向上に取り組んでいく必要があると考えております。

⑦情報セキュリティの強化

当社では、技術や営業に関する情報、取引先の重要情報など多くの情報を取扱っており、情報セキュリティの強化が重要であると認識しております。

情報セキュリティに関する規程等を策定し、情報セキュリティ委員会を通じて、情報資産の機密性、完全性、可用性の視点から情報セキュリティの維持、向上の取組みを行うなど、これら情報資産の流出や外部からの攻撃の対応策を徹底し、情報資産の毀損による損害の防止や取引先からの信頼に応えるべく、情報セキュリティの強化を継続的に図り、万全な防御体制の構築を進めていきます。

⑧内部管理体制の強化

当社は現在、成長途上にあり、今後もより一層の事業拡大を進めるうえで、内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、バックオフィス業務の効率化を図るための業務改革を推進し、事業運営上のリスクの把握と管理をより適切に行う強固な内部管理体制を構築し、コンプライアンスを重視した経営管理体制を敷くことで経営の公平性や透明性を確保いたします。

(5) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

事業区分	事業内容
信頼性評価事業	電子部品等に対する環境試験、電気試験、振動試験等からなる信頼性評価試験、良品・不良解析、試験素材切断と切断面の研磨加工、試験機製造販売等
微細加工事業	ビルドアップ基板やフレキシブルプリント基板等に対する試作・量産レーザー加工
その他事業	遺伝子検査を通じた、犬・猫遺伝子疾患の原因遺伝子変異の検出サービスや、バイオ医療関連製品（包装材料、シリンジなど）の受託検査を行うバイオ事業、各種コンサルティングのゼロイノベーション事業、表面処理技術事業

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年6月30日現在)

本社	大阪府堺市堺区
名古屋品質技術センター	愛知県豊明市
東京テクニカルラボ	東京都大田区

(7) 従業員の状況 (2023年6月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減
222名 (27名)	14名増 (12名増)

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員()外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	120百万円
株式会社紀陽銀行	77

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年7月28日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023年6月23日及び2023年7月7日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2023年7月27日に払込が完了いたしました。

① 募集方法	: 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)
② 発行した株式の種類及び数	: 普通株式 250,000株
③ 発行価格	: 1株につき 2,540円
一般募集はこの価格にて行いました。	
④ 引受価額	: 1株につき 2,336円80銭
この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。 なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。	
⑤ 払込金額	: 1株につき 2,040円
この金額は会社法上の払込金額であり、2023年7月7日開催の取締役会において決定された金額であります。	
⑥ 資本組入額	: 1株につき 1,168円40銭
⑦ 発行価格の総額	: 635,000千円
⑧ 払込金額の総額	: 510,000千円
⑨ 資本組入額の総額	: 292,100千円
⑩ 払込期日	: 2023年7月27日
⑪ 資金の用途	: 設備資金として2024年6月期にかけてパワーエレクトロニクスセンター (仮称) の開設に係る各種費用及びその他機械装置購入を目的とした資金に充当する予定であります。

2. 株式の状況（2023年6月30日現在）

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 8,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,100,000株 |
| (3) 株主数 | 3名 |
| (4) 株主 | |

株主名	持株数	持株比率
志方 廣一	995,000株	47.38%
ライジング・ジャパン・エクイティ 第二号投資事業有限責任組合	925,000	44.05
CBC株式会社	180,000	8.57

- (注) 1. 当社は、2023年3月1日付で普通株式及びA種種類株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。
2. 当社は、A種種類株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年4月3日付で全てのA種種類株式を自己株式として取得し、対価として当該A種種類株主にA種種類株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社が取得した当該A種種類株式の全てについては、2023年4月14日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。なお、当社は2023年4月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の変更を行い、A種種類株式に関する定款の定めを廃止しております。
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態 (2023年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	山 口 友 宏	社長執行役員
取 締 役	志 方 哲 明	副社長執行役員 営業部管掌 SGSクオルテック株式会社 取締役
取 締 役	大 江 準 三	執行役員 兼 名古屋品質技術センター所 長 研究開発部 兼 名古屋品質技術セン ター管掌
取 締 役	長 瀬 隆 洋	
取 締 役	石 田 智 也	
取 締 役	富 田 和 之	トーカロ株式会社 社外取締役 公益財団法人大阪産業局 MOBIO事業部 技術アドバイザー
常 勤 監 査 役	藤 田 昌 伸	SGSクオルテック株式会社 監査役
監 査 役	越 本 幸 彦	弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー 医療法人熊愛会 監事 神戸大学大学院科学技術イノベーション研究 科 客員教授
監 査 役	古 谷 礼 理	古谷公認会計士事務所所長 株式会社SERIOホールディングス 社外取締役 株式会社総医研ホールディングス 社外監査役 株式会社ファイン 社外取締役

- (注) 1. 取締役 石田智也氏及び富田和之氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 越本幸彦氏及び古谷礼理氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 古谷礼理氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離による迅速かつ効率的な経営を行うため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役兼任者を含め以下の6名であります。

代表取締役社長 社長執行役員 山口友宏

取締役 副社長執行役員 営業部管掌 志方哲明

取締役 執行役員 兼 名古屋品質技術センター所長 研究開発部 兼 名古屋品質技術センター管掌 大江準三

副社長執行役員 品質サポート室室長 兼 バイオ事業部部長 レーザ加工部 兼 バイオ事業部 兼 ゼロ・イノベーション部管掌 光崎尚利

執行役員 品質技術本部本部長 品質技術本部管掌 酒井信治

執行役員 管理本部本部長 管理本部管掌 池田康稔

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 報酬の基本的な考え方

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、以下を基本的な考え方とする。

- ・企業価値向上に向け、経営陣の経営責任を明確にするものであること
- ・業績向上へのインセンティブに資するものであること
- ・報酬の決定プロセスは指名・報酬委員会による透明性・客観性の高いものであること

ロ. 報酬及び方針の決定方法

株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役の報酬は指名・報酬委員会の助言、提言を受け取締役会が、監査役の報酬は監査役が決定しております。

取締役の報酬の水準につきまして、当社業績を踏まえ、他社水準及び当社従業員給与とのバランス等を考慮し、適宜見直しを図りながら指名・報酬委員会の助言、提言を受け、決定しております。

個人別の報酬額については、事業年度終了後、指名・報酬委員会（社外取締役委員長、社外取締役委員、代表取締役委員の3名）による全役員との面談を実施し、前期取組実績、事業課題認識、資質等の確認を行い、その結果と全社業績並びに他社水準等を踏まえ、代表取締役社長が個人別報酬案を指名・報酬委員会に提案し、社外取締役委員長及び委員とともに審議したうえで、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が決定し、月額報酬として支給され

ます。

なお、当社は業績連動報酬体系を採用しておらず、取締役及び監査役ともに固定報酬及び役員退職慰労金により構成されております。

ハ、株主総会決議の内容

取締役の報酬限度額は、2022年9月30日開催の第30期定時株主総会において年額5,000万円以内（うち社外取締役の報酬限度額は年額960万円以内）と決議されております。

監査役の報酬限度額は、2022年9月30日開催の第30期定時株主総会において年額1,500万円以内と決議されております。

決議時の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は3名であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	39,970	34,750	—	5,220	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	6,984	6,750	—	234	—	1
社外取締役	5,500	5,500	—	—	—	3
社外監査役	6,450	6,450	—	—	—	2

(注) 1. 上表には、2023年4月27日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

2. 上表の退職慰労金につきましては、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

3. 当事業年度の取締役の報酬決定に関しては、代表取締役社長による全社業績並びに他社水準等を踏まえた個人別報酬案についての事前の指名・報酬委員会での答申を踏まえたうえで、2022年9月30日開催の取締役会にて決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役富田和之氏は、トーカロ株式会社の社外取締役及び公益財団法人大阪産業局のMOBIO事業部技術アドバイザーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役越本幸彦氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所のパートナー、医療法人熊愛会の監事及び神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科の客員教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役古谷礼理氏は、古谷公認会計士事務所の所長、株式会社SERIOホールディングスの社外取締役、株式会社総医研ホールディングスの社外監査役及び株式会社ファインの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 石田 智也	<p>当事業年度に開催された取締役会23回のうち22回に出席しました。</p> <p>グローバルな視点での経営マインドを有しており、当社の経営に対して適切な監督、助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督を担っております。</p>
取締役 富田 和之	<p>2023年4月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会6回のうち5回に出席しました。</p> <p>大手製造会社における開発など豊富な経験と専門的な見識を兼ね備えており、当社の経営の意思決定においてその妥当性・適正性を確保する役割を担っております。</p>
監査役 越本 幸彦	<p>当事業年度に開催された取締役会23回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席しました。</p> <p>弁護士としての高度な専門性と知識を活かし、取締役会において、コーポレート・ガバナンス強化のために法律面から経営を監視しております。また、監査役会において、主要な検討事項として、常勤監査役からの監査役活動内容の報告、重要事項の協議・決議を行うほか、取締役との面談及び意見交換を実施しております。</p>
監査役 古谷 礼理	<p>当事業年度に開催された取締役会23回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席しました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地及び証券会社の公開引受部で長年、株式公開指導を行ってきた経験を活かし、取締役会において、経営の監査・監督の強化に寄与しております。また、監査役会において、主要な検討事項として、常勤監査役からの監査役活動内容の報告、重要事項の協議・決議を行うほか、取締役との面談及び意見交換を実施しております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬2,520千円を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、内部統制システム構築に係る基本方針の決議を行っており、その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、当社の取締役及び使用人が法令・定款・社内規程及び社会規範を遵守し、かつ高い倫理観を持った行動をとることを職務執行の基本とする。
- (b) 内部監査室はコンプライアンスを全社横断的に統括し、取締役及び使用人の教育、啓蒙を図る。
- (c) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、当社取締役及び監査役に報告するものとする。
- (d) 当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとする。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役及び使用人に開示し、周知徹底を図るものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む）については、「文書保管管理規程」に従い保存・管理を行うものとし、当社取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
- (b) 「文書保管管理規程」には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスクの未然防止、極小化のために、各種管理規程、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、当社及び関係会社のリスクを網羅、総括的に管理を行うものとする。
- (b) リスク管理体制の有効性については、定期的にレビューを行うものとする。
- (c) 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的に実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社及び関係会社の取締役及び使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。

- (b) 「職務分掌規程」、「職務権限規程」等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
- (c) その他業務の合理化、電子化に向けた取組みにより、職務の効率性確保を図る体制の整備を行う。
- (d) 経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行う。

(b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 子会社に想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該管理規程に従い迅速かつ適切に対応する。

ロ. 役員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

ハ. 取締役会は、毎年、リスク管理体制についても見直しを行う。

(c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案のうえ、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。

(d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、子会社の取締役等及び使用人が法令・定款・社内規程及び社会規範を遵守し、かつ高い倫理観を持った行動をとることを職務執行の基本とする。

ロ. 当社の内部監査室は、定期的の子会社に対する内部監査を実施させ、その結果を当社取締役会に報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じる。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性、及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役が万全の監査を行うため、また監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保するために、専属の補助使用人を設置する。なお、補助使用人の人数については、監査役会と取締役会で協議のうえ、決定する。
 - (b) 補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は常勤監査役が行う。
 - (c) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 当社及び関係会社の取締役又は使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
 - イ. 会社の信用を大きく低下させるもの、またはその恐れのあるもの
 - ロ. 会社の業績に大きく影響を与えるもの、またはその恐れのあるもの
 - ハ. その他当社法令、定款、社内規程への違反で重大なもの
 - (b) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを保障する。
 - (c) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
- ⑧ 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する使用人、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制
- 当社は、子会社との間で、予め、子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が、子会社の取締役会若しくは監査役を介して、又は直接に、当社の取締役、監査役、使用人等に報告することができる体制を整備する。
- 当社は、係る体制により当社の取締役又は使用人等が子会社の取締

役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者から報告を受けたときは、速やかに当社の監査役に報告する体制を整備する。

⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

⑩ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は当社取締役会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握し、必要に応じて意見を述べることができる。
- (b) 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (c) 監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
- (d) その他、監査役は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の業務執行の適正性を監査する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- (b) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (a) 当社は、市民社会の公序良俗に反し脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを全取締役及び使用人へ周知徹底する。
- (b) 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、基本方針、対応部門、対応措置、情報管理体制、外部専門機関との連携等を「反社会的勢力対応規程」において定め、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務を適正に確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、定期的な見直しによって改善を図り、より効果的な体制構築を検討し内部統制システムの実効性を向上させるよう努めております。

また、内部監査室は独立した観点から内部監査を実施しており、法令・定款及び社会規範の遵守に反する事項がないか監査しております。常勤監査役は、経営に影響する重大な事象について、取締役及び従業員より報告を受け、監査役監査の他、代表者及び管理職者との面談、重要な会議への出席などを通して得た情報を社外監査役とも共有のうえ、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反がないか監査しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,074,552	流動負債	487,923
現金及び預金	1,263,497	買掛金	594
受取手形	12,573	短期借入金	120,000
電子記録債権	73,800	1年内返済予定の長期借入金	30,000
売掛金	528,035	リース債務	27,745
仕掛品	107,772	未払金	136,324
原材料及び貯蔵品	10,687	未払費用	128,714
未収還付法人税等	33,712	未払法人税等	703
前払費用	39,102	契約負債	985
その他	7,514	預り金	8,518
貸倒引当金	△2,143	賞与引当金	17,625
固定資産	1,103,218	その他	16,712
有形固定資産	863,202	固定負債	309,479
建築物	389,762	長期借入金	47,500
構築物	7,989	リース債務	29,683
機械及び装置	281,725	長期未払金	16,154
車両運搬具	2,556	退職給付引当金	111,350
工具、器具及び備品	153,598	役員退職慰労引当金	9,360
リース資産	21,864	資産除去債務	95,431
建設仮勘定	4,950	負債合計	797,402
その他	756	(純資産の部)	
無形固定資産	22,183	株主資本	2,379,436
ソフトウェア	22,183	資本金	100,000
その他	0	資本剰余金	774,450
投資その他の資産	217,832	資本準備金	774,450
投資有価証券	9,990	利益剰余金	1,504,986
関係会社株式	0	利益準備金	14,481
出資金	110	その他利益剰余金	1,490,505
破産更生債権等	0	特別償却準備金	12,101
長期前払費用	12,834	別途積立金	23,000
繰延税金資産	151,249	繰越利益剰余金	1,455,403
その他	43,647	評価・換算差額等	932
資産合計	3,177,770	その他有価証券評価差額金	932
		純資産合計	2,380,368
		負債純資産合計	3,177,770

損 益 計 算 書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,274,204
売 上 原 価		2,406,861
売 上 総 利 益		867,343
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		562,944
営 業 利 益		304,399
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	221	
受 取 配 当 金	212	
受 取 保 険 金	610	
補 助 金 収 入	1,221	
そ の 他	369	2,634
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,359	
社 債 利 息	82	
支 払 手 数 料	232	
上 場 関 連 費 用	5,411	
株 式 交 付 費	2,537	
そ の 他	1,039	11,663
経 常 利 益		295,370
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,216	
保 険 解 約 返 戻 金	544	4,761
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,430	1,430
税 引 前 当 期 純 利 益		298,702
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	51,827	
法 人 税 等 調 整 額	36,798	88,625
当 期 純 利 益		210,076

株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から)
(2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					株主資本合 計
		資本準備金	資本剰余金合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合 計	
					特別償却準備金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	774,450	774,450	14,481	47,133	23,000	1,287,995	1,372,609	2,247,059
当期変動額									
剰余金の配当							△77,700	△77,700	△77,700
当期純利益							210,076	210,076	210,076
特別償却準備金の取崩					△35,032		35,032	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	△35,032	—	167,408	132,376	132,376
当期末残高	100,000	774,450	774,450	14,481	12,101	23,000	1,455,403	1,504,986	2,379,436

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△115	△115	2,246,944
当期変動額			
剰余金の配当			△77,700
当期純利益			210,076
特別償却準備金の取崩			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,047	1,047	1,047
当期変動額合計	1,047	1,047	133,423
当期末残高	932	932	2,380,368

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～15年
機械及び装置	2年～8年
工具、器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）にわたって定額で償却する方法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とす

る定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額により計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

(1) 信頼性評価事業

信頼性評価事業においては、電子部品等に対する環境試験、電気試験、振動試験等からなる信頼性評価試験、良品・不良解析、試験素材切断と切断面の研磨加工、試験機製造販売等を行っております。

主に各種試験サービスの役務提供を履行義務として識別しており、原則として、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 微細加工事業

微細加工事業においては、ビルドアップ基板やフレキシブルプリント基板等に対する試作・量産レーザ加工を行っております。

主にレーザ加工に係る役務提供を履行義務として識別しており、原則として、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

会計上の見積りに関する注記

翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある会計上の見積りはありません。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	50,084千円
計	50,084千円

担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	30,000千円
長期借入金	47,500千円
計	77,500千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額
(減損損失累計額を含む) 4,948,956千円

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	500,000千円
借入実行残高	120,000千円
差引額	380,000千円

損益計算書に関する注記

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

△137千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,100,000株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年9月30日 定時株主総会	普通株式	66,785	185,000	2022年6月30日	2022年9月30日
2022年9月30日 定時株主総会	A種種類 株式	10,915	185,000	2022年6月30日	2022年9月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年9月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	77,700	37.00	2023年6月30日	2023年9月27日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等、安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については資金計画及び設備投資計画に照らして必要な資金（主に銀行借入及び社債発行）を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は、顧客との信用取引によって発生したものであり、決済期日までの期間は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先持株会の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主に設備資金の調達を目的としたものであり、流動性リスク及び変動金利を含む金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（顧客の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社では、債権管理規程又は与信管理規程などに従い、営業債権について、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、顧客の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図るなど、信用リスクを管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

資金調達時には、市場の金利動向の確認及び他の金融機関との金利比較等を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社の各部署からの報告に基づき財務部門が資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の貸借対照表日現在における営業債権のうち44%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、「受取手形」、「電子記録債権」、「未払金」及び「長期未払金」については、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
(1) 投資有価証券	9,990	9,990	—
資 産 計	9,990	9,990	—
(2) 長期借入金（※2）	77,500	77,500	—
(3) リース債務（※2）	57,428	55,827	△1,601
負 債 計	134,928	133,327	△1,601

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「短期借入金」は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 「長期借入金」及び「リース債務」には、1年内返済予定分を含めて表示しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,263,497	—	—	—
受取手形	12,573	—	—	—
電子記録債権	73,800	—	—	—
売掛金	528,035	—	—	—
合計	1,877,906	—	—	—

2. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	120,000	—	—	—	—	—
長期借入金	30,000	30,000	17,500	—	—	—
リース債務	27,745	14,611	12,680	2,391	—	—
合計	177,745	44,611	30,180	2,391	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時 価 (千 円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投 資 有 価 証 券 そ の 他 有 価 証 券 株 式	9,990	—	—	9,990

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価 (千 円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長 期 借 入 金	—	77,500	—	77,500
リ ー ス 債 務	—	55,827	—	55,827

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用	18,349千円
未払事業所税	1,299千円
棚卸資産	2,553千円
賞与引当金	5,397千円
役員退職慰労金	2,866千円
退職給付引当金	39,047千円
減価償却費	12,434千円
減損損失	73,833千円
資産除去債務	29,225千円
その他	129千円
繰延税金資産小計	185,136千円
評価性引当額	△2,901千円
繰延税金資産合計	182,235千円
繰延税金負債	
未収事業税	△2,840千円
特別償却準備金	△5,342千円
資産除去債務	△22,392千円
その他	△411千円
繰延税金負債合計	△30,986千円
繰延税金資産の純額	151,249千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、微細加工事業における生産設備（機械及び装置）であります。

② リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、信頼性評価事業における分析・試験設備（「機械及び装置」及び「工具、器具及び備品」）であります。

② リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

1年内	46,836千円
1年超	10,561千円
合計	57,397千円

関連当事者との取引に関する注記

重要な取引に該当する取引がないため記載しておりません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	信頼性評価事業	微細加工事業	計		
顧客との契約から生じる収益	2,874,161	244,741	3,118,902	155,302	3,274,204
外部顧客への売上高	2,874,161	244,741	3,118,902	155,302	3,274,204

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、バイオ事業、ゼロ・イノベーション事業、表面処理技術事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記

4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権

	当事業年度（千円）
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	615,378
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	614,408

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,133円51銭

1株当たり当期純利益 100円04銭

(注) 2023年3月1日付で普通株式及びA種種類株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2023年7月28日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023年6月23日及び2023年7月7日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2023年7月27日に払込が完了いたしました。

① 募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)

② 発行した株式の種類及び数 : 普通株式 250,000株

③ 発行価格 : 1株につき 2,540円

一般募集はこの価格にて行いました。

④ 引受価額 : 1株につき 2,336円80銭

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

⑤ 払込金額 : 1株につき 2,040円

この金額は会社法上の払込金額であり、2023年7月7日開催の取締役会において決定された金額であります。

⑥ 資本組入額 : 1株につき 1,168円40銭

⑦ 発行価格の総額 : 635,000千円

⑧ 払込金額の総額 : 510,000千円

⑨ 資本組入額の総額 : 292,100千円

⑩ 払込期日 : 2023年7月27日

⑪ 資金の使途 : 設備資金として2024年6月期にかけてパワーエレクトロニクスセンター(仮称)の開設に係る各種費用及びその他機械装置購入を目的とした資金に充当する予定であります。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月25日

株式会社クオルテック

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福島 康生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 潔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クオルテックの2022年7月1日から2023年6月30日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月28日

株式会社クオルテック 監査役会
常勤監査役 藤田昌伸 印
社外監査役 越本幸彦 印
社外監査役 古谷礼理 印

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者

株式会社クオルテック

代表取締役社長 山口 友宏

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元と経営基盤の強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金37円 総額 77,700,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年9月27日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
やま ぐち とも ひろ 山 口 友 宏 (1973年11月10日生)	1997年2月 大雅工業株式会社 入社 2004年8月 共栄パルプ工業株式会社 入社 2005年2月 株式会社エコプロ 入社 2005年3月 当社 入社 2018年12月 当社 専務取締役 2020年4月 当社 代表取締役社長 2022年4月 当社 代表取締役社長 社長執行 役員（現任）	一株
し かた てつ あき 志 方 哲 明 (1979年2月1日生)	2002年4月 株式会社エスエスケイ 入社 2013年12月 当社 入社 2017年7月 当社 取締役 2019年5月 当社 取締役副社長 兼 名古屋品質技術センター所長 2021年2月 S G S クオルテック株式会社 取締役（現任） 2021年3月 当社 代表取締役副社長 兼 名 古屋品質技術センター所長 2022年4月 当社 代表取締役 副社長執行役 員 兼 名古屋品質技術センター 所長 2022年7月 当社 代表取締役 副社長執行役 員 2022年9月 当社 取締役 副社長執行役員 営業部管掌（現任） (重要な兼職の状況) S G S クオルテック株式会社 取締役	一株

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
おお え じゅん ぞう 大 江 準 三 (1955年 7 月28日生)	1981年 4 月 トヨタ自動車工業株式会社（現ト ヨタ自動車株式会社） 入社 2014年 1 月 同社 電子技術統括部 担当部長 2015年 7 月 同社 常勤嘱託 2021年12月 当社 顧問 2022年 4 月 当社 取締役 執行役員 2022年 7 月 当社 取締役 執行役員 兼 名 古屋品質技術センター所長 研究 開発部 兼 名古屋品質技術セン ター管掌（現任）	一株
いけ だ やす とし 池 田 康 稔 (1963年 5 月24日生)	1987年 4 月 松下電器産業株式会社（現 パソ ニックホールディングス株式会 社） 入社 2002年 2 月 蘇州松下半導体有限公司 董事総 会計師 2002年 2 月 蘇州松下半導体部品有限公司 董 事 総会計師（兼任） 2007年 5 月 パナソニック株式会社 セミコン ダクター社 経理部 グローバル マニュファクチャリング 総括 2014年 6 月 蘇州松下半導体部品有限公司 監 査役（兼任） 2016年 4 月 パナソニックデバイスエンジニア リング株式会社 経理部 部長 （兼任） 2019年12月 パナソニック株式会社 インダス トリー社 経理部 車載デバイス 総括 2019年12月 パナソニックデバイス日東株式会 社 監査役（兼任） 2022年 4 月 当社 管理本部長 2022年 9 月 当社 執行役員 管理本部本部長 管理本部管掌（現任）	一株

ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
い し だ と も や 石 田 智 也 (1956年5月10日生)	1980年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社) 入社 2009年1月 トヨタモーターヨーロッパ株式会社 CFO 2011年6月 愛三工業株式会社 取締役経理部長 2017年6月 同社 代表取締役 副社長執行役員 2021年3月 当社 社外取締役(現任) 2021年6月 愛三工業株式会社 フェロー	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>石田智也氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる経営者としての経営実績と高い見識を有しており、また、経営の専門家としての経験・見識を当社の経営に反映し、当社の持続的な企業価値向上を図るために、当社の経営の意思決定においてその妥当性・適正性を確保する役割を果たすことが期待できることから、選任をお願いするものであります。</p>		

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
とみ た かず ゆき 富 田 和 之 (1958年1月23日生)	<p>1982年4月 松下電器産業株式会社(現 パナソニックホールディングス株式会社) 入社</p> <p>1999年10月 同社 生産技術本部 部長</p> <p>2004年1月 パナソニックモバイルコミュニケーションズ株式会社 要素技術開発センター所長</p> <p>2007年7月 パナソニックエコテクノロジーセンター株式会社 社長</p> <p>2015年10月 パナソニックETソリューションズ株式会社 社長</p> <p>2017年4月 独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部 クリエイション・コア東大阪 チーフインキュベーションマネージャー</p> <p>2021年6月 トーカロ株式会社 社外取締役(現任)</p> <p>2022年4月 公益財団法人大阪産業局 MOBIO事業部 技術アドバイザー(現任)</p> <p>2023年4月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>トーカロ株式会社 社外取締役</p> <p>公益財団法人大阪産業局 MOBIO事業部 技術アドバイザー</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>富田和之氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は大手製造会社における開発など豊富な経験と専門的な見識を兼ね備えており、当社の経営の意思決定においてその妥当性・適正性を確保する役割を果たすことが期待できることから、選任をお願いするものであります。</p>		

- (注)
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 石田智也氏及び富田和之氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 石田智也氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年6ヶ月となります。
 4. 富田和之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5ヶ月となります。

5. 当社は、石田智也氏及び富田和之氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本株主総会において両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 石田智也氏及び富田和之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏が原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は、今後、保険会社との間で取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の締結を予定しております。各候補者が選任された場合には、各氏は当該契約の被保険者となります。
8. 当社が保険会社との間で締結を予定しております役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為を起因として保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る訴訟費用及び損害賠償金が補填されることとなります。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事由があります。

第3号議案 取締役及び監査役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2022年9月30日開催の第30期定時株主総会において年額5,000万円以内（うち社外取締役分は年額960万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は、2022年9月30日開催の第30期定時株主総会において年額1,500万円以内とご承認いただき、現在に至っております。

当社の事業環境の拡大や、昨今の経済情勢を勘案し、取締役については年額15,000万円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）、監査役については年額3,000万円以内と改定することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案における報酬等の額の改定は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、中長期経営計画及び今後の取締役会及び監査役会の構成等を総合的に勘案し、当社指名報酬委員会の諮問結果を踏まえ、取締役会で決定しており、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、各取締役の報酬につきましては、上記の報酬額の範囲内で、指名報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会で決定し、各監査役の報酬につきましても、監査役の協議により決定いたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

また、現在の監査役は3名であります。

以 上